

役員等報酬規程

社会福祉法人 桜栄福社会

役員及び評議員の報酬並びに旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 桜栄福祉会（以下「当法人」という）の役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 常勤役員とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

4 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、「別表」により役員等に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、当該報酬は第6条に定める理事会及び評議員会の出席報酬等を除き、常勤役員に対してのみ支給を行うものとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第4条 第3条にかかる報酬の支給方法及び支給日は、当法人職員の給与の支給方法及び支給日に準じるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	実 費	なし	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

3 旅費等は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第6条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により、報酬及び費用弁償を支払うことができる。

名 称	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	な し	10,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により、報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償を支払わないものとする。

名 称	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	な し	7,000 円

3 交通費等の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、職員に対する給与に加え、この規定に定める報酬等を支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議によるものとし、平成29年4月1日以降については、評議員会の決議によりこの規程の改訂を行うものとする。

附則

この規程は、平成27年7月27日から施行する。

平成29年11月17日から一部改訂

(別表) 常勤役員等の勤務報酬

役職名	報 酬	備 考
理事長	月額 800,000 円	職員兼務でない場合
理事長	月額 600,000 円	職員兼務の場合
常務理事	月額 300,000 円	職員兼務でない場合
常務理事	月額 200,000 円	職員兼務の場合

(注1) 常勤役員等に対してのみ支給することができる。

(注2) 報酬は、源泉所得税等を控除する前の金額とする。